

令和 8 年度県立新潟翠江高等学校定時制課程 2 年次研修旅行業務 委託業者選定プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度県立新潟翠江高等学校定時制課程 2 年次研修旅行業務

(2) 目的

本業務は、本校で 2 学年時に実施する研修旅行の企画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、研修旅行の目的を達成することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 見積限度額

70,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 説明会

説明会は行わず、別項 6 に定める「質問書への回答」で代替する。

5 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

別紙様式 1「参加申込書」、別紙様式 2「会社概要」、別紙様式 3「業務実績一覧表」を提出すること。

- (2) 申込み期限：令和7年9月12日（金）午後3時【必着】
- (3) 申込先：問合せ先（別項13）に同じ
- (4) 方法：持参または郵送
- (5) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和7年9月16日（火）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

6 募集要領の内容についての質問の受付け及び回答

- (1) 本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」（様式任意）を提出すること。
 - ・質問提出期限：令和7年9月5日（金）午後3時【必着】
 - ・申込先：問合せ先（別項13）に同じ
 - ・提出方法：持参、郵送またはFAX（電話や口頭、メールでの質問は受け付けない）
- (2) 質問への回答について
 - ・回答日：令和7年9月9日（火）
 - ・回答先：上記5により申込みのあった全参加者

7 提案書の作成要領

- (1) 提出書類 各7部
 - ア. 企画提案書
 - (i) 別紙「委託仕様書」を踏まえて作成すること。
 - (ii) 提案書はA4版とし、表紙に「令和8年度県立新潟翠江高等学校定時制課程2年次研修旅行業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。
 - (iii) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
 - (iv) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。
 - イ. 旅程表
 - ウ. 見積書
 - 見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。（任意様式）
- (2) 提出期限等
 - 期 限：令和7年9月22日（月）午後3時【必着】
 - 提出先：問合せ先（別項13）に同じ
 - 方 法：持参又は郵送
- (3) その他
 - 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8 ヒアリングの実施

提案者は、令和7年9月29日（月）に開催する審査委員会において、ヒアリングを実施するものとする。なお、詳細については別途通知する。

9 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
受託業務に対する考え方	①事業目的を理解し、受託業務に対する考え方や方針は明確か。 ②学校が依頼した諸条件がよく反映されているか。	10
行程	①スムーズで無理のない行程であるか。 ②負担の少ない交通手段が確保されているか。 ③宿泊施設の利便性が高く、安全は確保されているか。	15
事前・事後研修	①研修内容は具体的であるか。 ②研修のねらいが明確で、現地研修につながる内容となっているか。 ③創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	15
現地研修	①研修内容は具体的であるか。 ②研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものとなっているか。 ③研修内容に偏りがなく、多様な経験をできるものとなっているか。 ④添乗員、現地コーディネーター、現地旅行会社の体制は十分であるか。 ⑤創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	25
安全	①緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。 ②保険の内容は十分なものとなっているか。	10
費用	研修のねらいを達成するための適正な価格となっているか。	5
計		80

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

11 日程

募集公示	令和7年8月22日（金）
質問書の提出（任意）	令和7年9月5日（金）午後3時まで
質問書への回答	令和7年9月9日（火）
参加申込み	令和7年9月12日（金）午後3時まで
参加資格の審査・確認結果通知	令和7年9月16日（火）
企画提案書の提出期限	令和7年9月22日（月）午後3時まで
ヒアリング実施	令和7年9月29日（月）

※パワーポイント使用可能（プロジェクターとスクリーンの準備があります）

審査委員会	令和7年9月29日（月）
審査結果通知・契約	令和7年10月6日（月）

12 契約の締結

県立新潟翠江高等学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する（契約書の作成要）。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13 問い合わせ先

〒950-1112

新潟県新潟市西区金巻1657番地

県立新潟翠江高等学校 担当：夏見 信行

電話番号：025-377-5745 F A X：025-377-0262 MAIL: natsumi.nobuyuki@nein.ed.jp

14 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出（9月12日）後に申込みを辞退する場合は、別紙様式4「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア．本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者

イ．記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ．期限後に提案書を提出した者